

学校における業務改善方針の概要

I 学校を取り巻く現状

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、一方で教員の長時間勤務という形で表れている。

II 国の動向

- ・ 教員勤務実態調査（文科省 H28実施）
⇒ 小中学校とも教員の勤務時間が増加
- ・ 学校における働き方改革に係る緊急提言（中教審 H29.8）
⇒ 今できることは直ちに行うという認識を全ての教育関係者に呼びかけ
- ・ 緊急対策（文科省 H29.12）
⇒ 「中間まとめ」（中教審 H29.12）において示された具体的な方策を踏まえ、文科省が実施する内容を緊急対策として取りまとめ

III 本県における取組状況等

- ・ 「学校の業務改善推進委員会」を設置（H28.3）
- ・ 「学校に対する要望・意見への対応」マニュアル改訂（H29.3）
（初期対応や組織的な対応の迅速化、円滑化に力点）
- ・ 月1回「定時退校日」を設け、その日を「部活動休養日」として活用する取組
- ・ 「運動部活動指導の手引き」の改訂（H29.3）
（週1日以上部の活動の休養日に加え、土日の休養日も設定する取組）
- ・ 業務改善の意識啓発のため、ポスター原画、標語を募集し、優秀作品をポスターとして学校へ配布・掲示（H29.11）

IV 業務改善の方向性

- 学校における課題が複雑化・多様化する中、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠
- 学校における業務改善は、教員が児童生徒に接する時間を十分に確保し、授業や授業準備等に集中して取り組み、健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるように推進
- そのためには、教員の業務負担の軽減が課題であり、具体的な削減目標の設定等により業務の総量の削減を図ることが重要
- またその際は、これまでの教育の質の維持・向上に留意し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことができるように努めることが必要
- 全ての教育関係者がそれぞれの課題意識を持って取り組むよう、市町村教育委員会とも連携しながら、次の3つの方向性で本県における学校の業務改善を推進

1 学校・教員が担う業務の適正化を図ります。(業務の簡素化)

(1) 教員が担うべき業務の適正化

生徒指導や部活動、学校に対する要望・意見等への対応などにおける課題を特定するとともに、各種調査、報告物、会議等を精選するなど、教員が担うべき業務の適正化を図ります。

(2) 学校組織や教育活動等の在り方の見直し

校務分掌や学校行事の柔軟な組み直しができるよう、学校や地域の実情を踏まえた学校組織や教育活動等の見直しを図ります。

(3) 教員の事務負担軽減を図る取組の実施

教員と事務職員等との役割分担など組織体制の見直しや、ICT機器等を活用した事務処理、校務データの共有化など、教員の事務負担軽減を図ります。

2 学校運営を効果的に行い、学校における教育活動の質の向上を図ります。(業務の効率化)

(1) 学校が一体となって教育活動に取り組むための学校組織マネジメント研修等の実施

管理職がリーダーシップを発揮し、学校が一体となって教育活動に取り組むため、学校組織マネジメント力を高める研修等を実施し、効果的な学校運営体制の強化を推進します。

(2) 教職員を対象とした業務改善に係る研修等の実施

教職員一人一人が業務改善を推進するアイデアを出し合う研修や、効率的な業務の進行管理能力を高める研修を実施するとともに、資質能力向上に向けた取組を推進します。

(3) 外部人材等を生かしたチーム体制による業務の推進

学校と保護者、地域が協働した学校づくりを推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校支援のための多様なスタッフ等との連携・分担の在り方について検討を進め、そのノウハウを広く波及させます。

3 勤務時間管理の徹底を図るとともに、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を図ります。(業務改善の意識化)

(1) 管理職の責務としての勤務時間管理の徹底と教職員一人一人の意識改革の推進

管理職による個々の教職員の勤務時間管理を徹底するとともに、教職員一人一人が業務改善の意識をもって業務に取り組むよう推進します。

(2) 学校における業務改善に係るPDCAサイクルの確立

学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込むとともに、業務改善を学校評価に位置付け、達成目標や取組目標を設定し、学校における業務改善に係るPDCAサイクルの確立を推進します。

(3) 学校における業務改善に係る共通認識を図るためのキャンペーンの展開

学校における業務改善に係る優良事例の募集や各学校の取組等をホームページや文書等において広報することにより、教職員、保護者、地域住民等を含めた全ての教育関係者の学校における業務改善に対する認識の共有化を図ります。

V 今後の取組

本方針を踏まえ、平成30年度から教職員の業務負担の軽減に係る対策として、先行的に実行可能な取組を速やかに実施するとともに、教員の長時間勤務要因分析調査を行い、外部委員も交え、本県の実情に即した中長期的な具体的取組や数値目標等を設定・実施し、検証していきます。